

「貝塚市景観計画」

届出の手引き

令和7年1月

貝 塚 市

貝塚市では、良好な景観形成を図るため、景観法に基づく「貝塚市景観計画」「貝塚市景観条例」を策定しました。市全域を対象とする景観計画と景観条例に基づき、対象となる建築行為、開発行為等を行う場合、着手する 30 日前までに市へ届出を行い、計画で定める景観形成基準に適合する必要があります。

また、計画・設計が進んだ段階からでは内容の変更が難しくなると考えられるため、「景観計画区域内行為届出書」の提出前に事前協議を設定するとともに、景観アドバイザーによる良好な景観の形成に向けた専門的な助言を行うこととしています。

住民、事業者の方は、本書を参考にし、「貝塚市景観計画」に基づく行為の届出に関し、届出が必要な行為、手続きの流れ、届出書類等の必要な事項についてご確認くださいようお願いいたします。

なお、景観法に基づく行為制限の仕組みや「貝塚市景観計画」に定められた景観形成についての解説、具体的な景観づくりの方法等を紹介した「貝塚市景観ガイドライン」がありますので、手続きの前にそちらも参考にしてください。

【目 次】

1. 景観計画区域.....	1
2. 届出対象行為.....	2
3. 届出の流れ	5

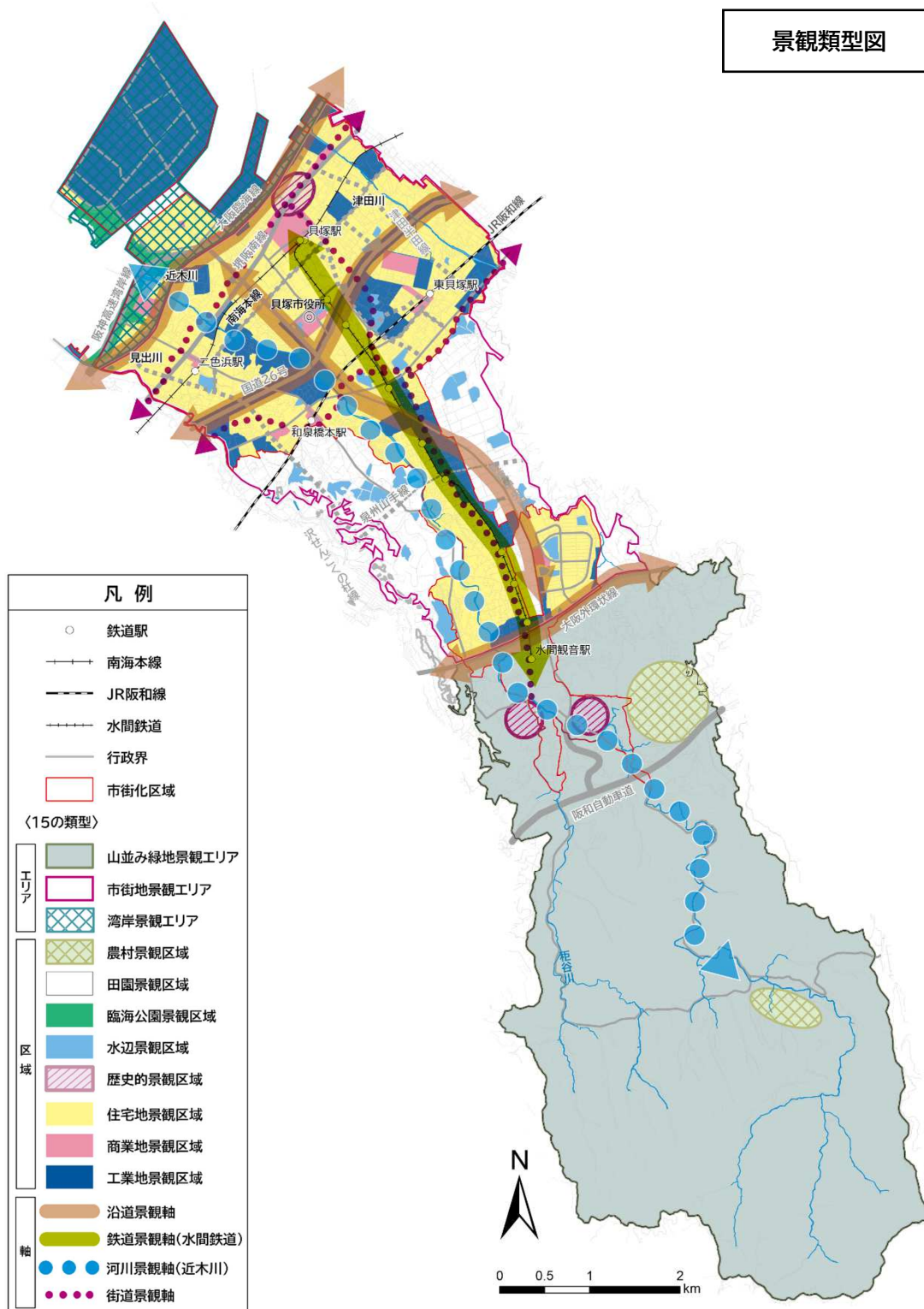
巻末資料

- 様式第 2 号 景観計画区域内行為事前協議書
- 様式第 3 号 景観計画区域内行為事前協議に係る変更協議書
- 様式第 4 号 景観計画区域内行為届出書
- 様式第 6 号 景観計画区域行為変更届出書
- 様式第 7 号 景観計画区域内行為に係る氏名等変更届出書
- 様式第 8 号 景観計画区域内行為中止・完了届出書
- 景観配慮チェックリスト

1. 景観計画区域

景観計画区域（景観計画の対象区域）は、貝塚市全域です。

なお、本市の景観的特徴を踏まえ、本市の景観を下図に示す 15 の類型に分類しています。



2. 届出対象行為

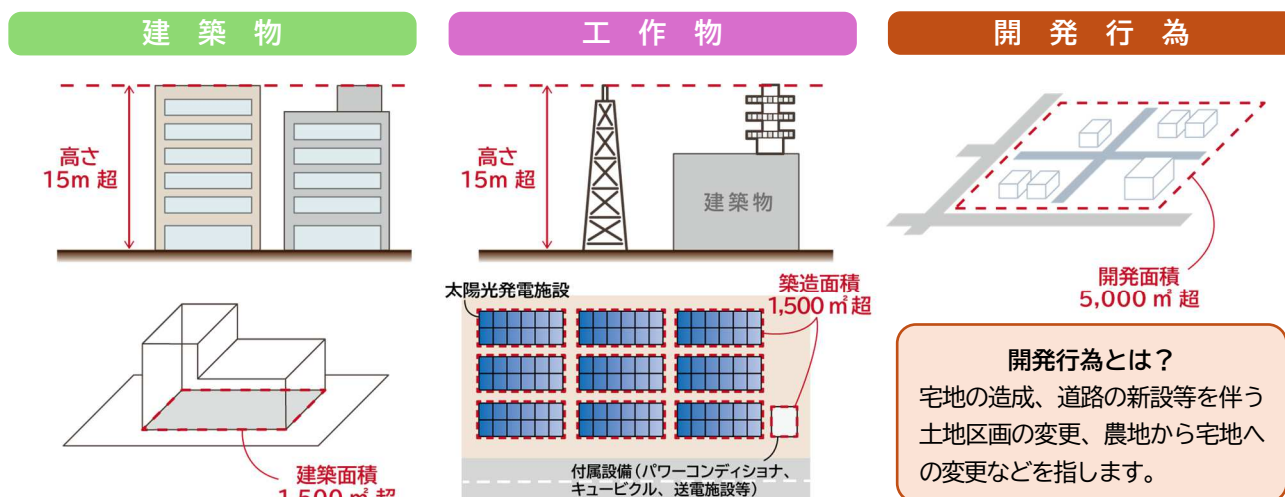
景観法第 16 条第 1 項に基づく届出対象行為は以下の通りです。

届出の対象となる行為		届出の対象となる規模	
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更		建築面積	1,500 m ² 超
		高さ	15m 超
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、装飾塔、記念塔、高架槽、サイロ、物見塔など	高さ	15m 超
	擁壁、垣、さく、ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔、コンクリートプラント、アスファルトプラント及びクラッシャープラント、自動車車庫の用途に供する工作物、石油、ガスその他これらに類するものを貯蔵する工作物、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する工作物、太陽光発電施設（ただし、建築物に付属するものは除く）	築造面積	1,500 m ² 超
		高さ	15m 超
	開発行為 ^{注1)}		開発面積

※ 建築物及び工作物の対象規模は、増築又は改築の場合は、当該増築又は改築を行った後の規模とする。

※ 工作物が建築物と一体となって設置される場合の高さは、地盤面（建築基準法施行令（昭和 25 年政令 338 号）第 2 条第 2 項に規定する地盤面をいう。）から当該工作物の上端までの高さとする。

注 1) 都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為（「主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更」）



■適用除外

景観計画区域内で行う行為であっても、次の行為については、届出をする必要はありません。

※貝塚市景観規則より抜粋

第6条 条例第14条第1号の規則で定める規模は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定める規模とする。

(1) 法第16条第1項第1号に掲げる行為 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第6号に規定する建築物の高さ（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築を行った後の高さ）が15メートル以下であり、かつ、同項第2号に規定する建築面積（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築を行った後の建築面積）が1,500平方メートル以下であるもの

(2) 法第16条第1項第2号に掲げる行為 次に掲げる区分に応じ、次に定める規模（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築を行った後の規模）

ア 第3条第1号から第4号までに掲げる工作物に係るもの 高さ（工作物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、地盤面（建築基準法施行令第2条第2項に規定する地盤面をいう。）から当該工作物の上端までの高さ。イにおいて同じ。）が15メートル以下であるもの

イ 第3条第5号から第12号までに掲げる工作物に係るもの 高さが15メートル以下であり、かつ、建築基準法施行令第2条第1項第5号に規定する築造面積が1,500平方メートル以下であるもの

ウ 第3条第13号に掲げる工作物に係るもの 市長が別に定めるもの

2 条例第14条第2号の規則で定める規模は、開発区域の面積が5,000平方メートル以下のものとする。

3 条例第14条第3号の規則で定める行為は、次に掲げる法律又は条例に基づく許可、届出等を要するものとする。

(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第6項の規定による許可

(2) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第168条第2項の同意

(3) 大阪府文化財保護条例（昭和44年大阪府条例第5号）第24条第1項若しくは第55条第1項の許可又は同条例第19条第1項若しくは第40条第1項の規定による届出

(4) 貝塚市文化財保護条例（平成7年貝塚市条例第46号）第8条第1項若しくは第32条第1項の規定による届出、同条例第16条第1項若しくは第41条第1項の許可又は同条例第39条第1項の指示

(5) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第1項若しくは第6条第1項若しくは第3項の許可又は同法第9条の協議の成立

(6) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第16条第2項の規定による協議の成立、同条第3項の認可、同法第20条第3項若しくは第21条第3項の許可又は同法第68条第1項後段の規定による協議の成立

4 条例第14条第5号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

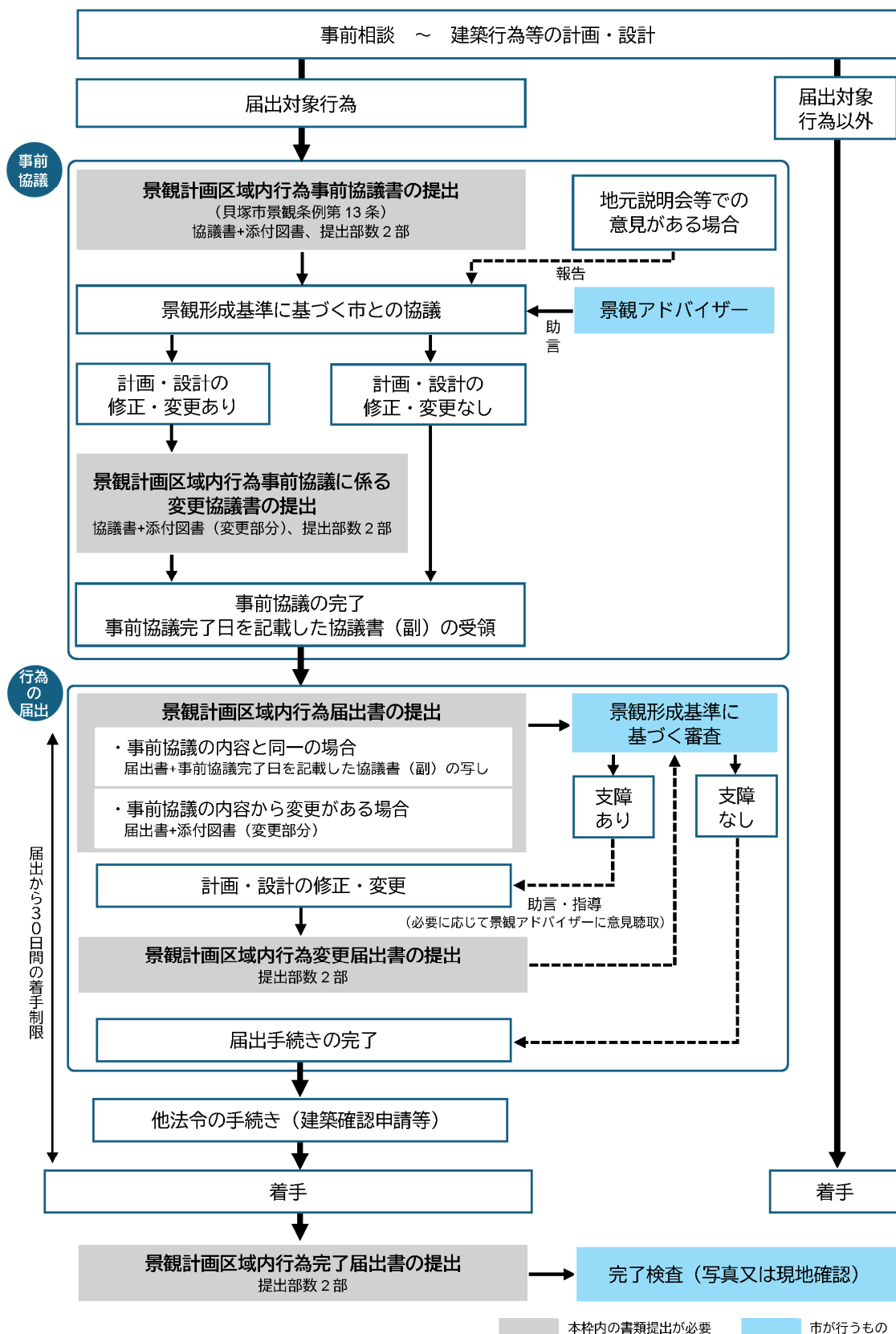
(1) 文化財保護法第35条第1項（同法第83条、第118条及び第120条において準用する場

合を含む。)の規定による補助金の交付を受けて行う行為

- (2) 大阪府文化財保護条例第 20 条第 1 項(同条例第 41 条において準用する場合を含む。)の規定による補助金の交付を受けて行う行為
- (3) 貝塚市文化財保護条例第 12 条第 1 項、第 27 条第 2 項及び第 34 条第 2 項の規定による補助金の交付を受けて行う行為
- (4) 都市公園法第 2 条の 3 の規定による都市公園の管理として行う行為
- (5) 自然公園法第 20 条第 1 項の規定により指定された特別地域の区域内において行う行為
- (6) 建築物又は工作物に係る変更に係る行為であって、次に掲げる事項以外の事項の変更に係るもの
 - ア 建築物又は工作物の配置、規模及び形態
 - イ 建築物又は工作物の外観の色彩及び素材
 - ウ 植栽する樹木の位置及び種類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに該当する行為
 - ア 建築基準法第 85 条第 2 項に規定する仮設建築物に係る行為
 - イ 水面下において行う行為
 - ウ 行為に係る建築物又は工作物が存する敷地の外の空間(当該建築物又は工作物の高さを超える空間を除く。)から見るできない行為
 - エ 建築物又は工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩若しくは材質の変更であって、当該変更に係る部分の面積が各外壁面における見付面積の過半の変更でないもの
 - オ 電波法(昭和 25 年法律第 131 号)第 27 条の 12 第 1 項に規定する特定基地局に係る無線設備に係る行為であって、建築基準法第 88 条第 1 項において準用する同法第 6 条第 1 項の確認を要しないもの
 - カ 景観計画の策定若しくは変更により新たに景観計画区域内とされた土地の区域内において当該策定若しくは変更の日前に着手している行為又は同日以後 30 日以内に着手する行為

3. 届出の流れ

行為の構想や計画段階から景観に関する届出等の流れを示します。相談や協議の内容を構想・計画に反映するため、出来るだけ早い段階から相談・協議していただくようお願いします。



■事前協議等

届出の前に、景観形成基準への適合や良好な景観形成を目指し、事前協議の機会を設けています。計画・設計中の早い段階で協議を行うことで、景観計画への適合及びより良い景観形成に向けた助言・指導を行うようにしています。

事前協議完了後に行為の届出書を提出していただきます。

事前協議書類一式をアドバイザー会議開催の2週間前までに2部提出してください。

(アドバイザー会議用資料として、追加で6部提出)

■景観アドバイザー会議

事前協議の中で、景観アドバイザーによる良好な景観の形成に向けた専門的な助言を行うこととしています。

軽微な行為を除き、景観アドバイザー会議を開催いたします。

事前協議書類一式を会議開催の2週間前(同じ曜日。祝日の場合はその前日。)の正午までに追加で6部提出してください。

事前協議資料一式の提出をもって景観アドバイザー会議の受付とします。

申し込みは随時、先着順にて受付します。

事前協議書類の提出前の予約等は一切行いません。

添付書類等に不備がある場合は、受付できません。

1回の会議で受付できる件数を超えた場合は、原則、翌月以降の会議案件とします。

会議の日程につきましては、担当までお問合せください。

■行為の届出の提出時期

行為に着手する30日前までに提出してください。

届出が受理されてから、30日間を経過した後でなければ、行為に着手することができませんのでご注意ください。

■提出場所

貝塚市役所 都市整備部 都市計画課

■提出書類

景観法第16条第1項の規定による景観計画区域内における行為の届出及び事前協議に必要な書類は以下の通りです。

なお事前協議において「協議事項なし」の場合で、かつ事前協議後に変更又は修正がない場合は、「景観計画区域内行為事前協議書(事前協議が完了したもの)の写し」以外の添付図書の提出を省略できます。変更がある場合は、変更箇所がわかる書類を提出してください。

各種様式は、貝塚市のホームページよりダウンロードできます。

添付図書に加えて、可能な限り完成後のイメージパースを作成し、添付してください。

また、提出図書一式については、書類の提出とあわせてPDFデータを提出してください。

- 事前協議（２部提出） … 事前協議書（様式第２号）
P.9 に示す添付図書等
委任状（任意様式、押印必要）

※景観アドバイザー会議用資料として、追加で６部提出

- 行為の届出（２部提出） … 景観計画区域内行為届出書（様式第４号）
景観計画区域内行為事前協議書（写し）
P.9 に示す添付図書等
委任状（任意様式、押印必要）

- 行為完了届（２部提出） … 景観計画区域内行為中止・完了届出書（様式第８号）
完了後の状況が分かるカラー写真
写真の撮影位置及び撮影方向がプロットされた地図
軽微な変更による変更内容が分かる図書
（軽微な変更がある場合）

- 行為中止届（２部提出） … 景観計画区域内行為中止・完了届出書（様式第８号）

■行為等の変更に係る届出

変更の内容により周辺に影響があるものは、再度、景観アドバイザー会議を含む事前協議を依頼する場合があります。

①事前協議終了後、景観計画区域内行為の届出以前に変更する場合

周辺への影響のない変更の場合は、変更後の内容で景観計画区域内行為届出書を提出してください。

②事前協議終了後、景観計画区域内行為の届出以後に変更する場合

周辺への影響のない変更の場合は、景観計画区域内行為変更届出書を提出してください。

ア) 景観計画区域内行為変更届出書

事前に変更内容について事前協議の要否を含め確認を行った後、景観計画区域内行為変更届出書（様式第６号（規則第９条関係））を２部（正副各１部）提出してください。

イ) 添付図書

添付図書は、変更に係る箇所の書類を添付してください。なお、変更内容が確認できるよう、変更前と変更後の新旧対照を行ってください。

ウ) 届出期限

行為の変更後は、変更部分の行為を着手する３０日前までに届け出なければなりません。変更部分の景観制限事項への適合について審査しますので、できるだけ早い時期に届出をお願いします。

③変更の届出を要しない変更

行為の設計や施工方法に関する変更であっても、次のように景観形成に影響を与えない軽

微な変更や指導、勧告や変更命令に基づく変更については、行為変更届出書を提出する必要はありません。

◆軽微な変更

・次に掲げる項目（景観計画で定める行為の制限事項）に該当しないような変更

- （１）建築物等の配置、規模及び形態の変更
- （２）建築物等の外観の色彩及び素材の変更
- （３）植栽する樹木の位置及び種類の変更

・敷地の外から見るできない変更

外観に影響しない屋内の設計の変更や、屋外であっても中庭部分の色彩や樹木の変更などのように、敷地の外から見るできない変更をいいます。

◆指導、勧告や変更命令に基づく変更

行為の届出をした後に、景観法及び貝塚市景観条例に基づく指導、勧告や変更命令に従い、変更した場合をいいます。

④届出者に係る変更

届出者等において行為の権利、義務の継承があった場合や、住所及び氏名（法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）に変更があった場合は、景観計画区域内行為に係る氏名等変更届出書（様式第7号（規則第10条関係））にて届出を行ってください。

●添付図書一覧

【建築物・工作物】

図書の種類	縮尺	明示すべき事項
付近見取図	1/2,500 以上	(1) 縮尺 (2) 方位 (3) 道路 (4) 目標となる地物 (5) 行為の場所
現況平面図	1/200 以上	(1) 縮尺 (2) 方位 (3) 行為に係る敷地全体の現況 (4) 隣接する道路の位置及び幅員 (5) 現況写真の撮影位置及び撮影方向
配置図	1/200 以上	(1) 縮尺 (2) 方位 (3) 敷地の境界線 (4) 敷地内における建築物又は工作物の位置及び用途 (5) 届出に係る建築物又は工作物と他の建築物等との別 (6) 植栽する樹木等の位置、種類及び高さ (7) 附属する門及び塀の位置、材料の種別及び色彩 (8) 駐車場及び駐輪場の位置 (9) ごみ集積設備の位置 (10) 敷地に接する道路の位置及び幅員 (11) 主要地盤高さ (12) 切土盛土行為を行う場合にあっては、当該箇所（該当箇所を着色すること。）及びのり面処理材料
建築面積又は築造面積の求積図	1/200 以上	—
各階平面図	1/200 以上	(1) 縮尺 (2) 方位 (3) 主要部分の寸法 (4) 開口部の位置
屋根伏図	1/200 以上	(1) 縮尺 (2) 方位 (3) 主要部分の寸法 (4) 開口部の位置 (5) 電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙及び汚水処理の設備並びに煙突、昇降機及び避雷針（以下「建築設備」という。）の位置

図書の種類	縮尺	明示すべき事項
4面以上の立面図 (彩色が施されたもの)	1/200 以上	(1) 縮尺 (2) 外観上主要な部分の材料の種別、色彩(日本工業規格 JISZ8721 に定める色相、明度及び彩度の3属性の値によること。)及びその他の意匠 (3) 開口部、軒及び建築設備の位置及び形状
断面図	1/200 以上	(1) 縮尺 (2) 屋根の形状 (3) 建築物又は工作物の各部分の高さ及び主要部分の寸法
現況カラー写真	—	行為に係る敷地及びその周辺の現況が分かる写真
完成予想図	—	行為後の状況が分かる図(着色すること。)
景観配慮チェックシート	—	貝塚市景観計画に定める景観形成基準に対する配慮の状況等(別に定める様式に従うこと。)
その他図書	—	参考となるべき事項(必要に応じて提出すること。)

備考

- 届出に係る建築物又は工作物が存する敷地の外の空間(当該建築物又は工作物の高さを越える空間を除く。)から見るできない壁面がある場合は、当該壁面の立面図を省略することができる。
- 当該行為が法第16条第1項第2号に掲げる行為である場合は、各階平面図、屋根伏図及び断面図を省略することができる。

【開発行為】

図書の種類	縮尺	明示すべき事項
付近見取図	1/2,500 以上	(1) 縮尺 (2) 方位 (3) 道路 (4) 目標となる地物 (5) 行為の場所
現況平面図	1/2,500 以上	(1) 縮尺 (2) 方位 (3) 行為地の区域 (4) 周辺の土地利用の現況及び地形 (5) 隣接する道路の位置及び幅員 (6) 断面図に係る断面の位置及び方向 (7) 現況写真の撮影位置及び撮影方向
土地利用計画図 (完成予想図)	1/2,500 以上	(1) 縮尺 (2) 方位 (3) 敷地境界線 (4) 行為後に設置する施設等の位置、種類及び規模 (5) 行為後における植栽等の位置、種類及び規模

図書の種類	縮尺	明示すべき事項
		(6)土地の高低並びに敷地に接する道路の位置及び幅員 (7)造成計画断面図に係る断面の位置及び方向
造成計画平面図 (完成予想図)	1/2,500 以上	(1)縮尺 (2)方位 (3)切土又は盛土をする土地の部分 (4)擁壁及び法面の位置 (5)道路の位置及び幅員
造成計画断面図	1/200 以上	(1)縮尺 (2)行為の前後における行為地の縦断面及び横断面
現況カラー写真	—	行為に係る敷地及びその周辺の現況が分かる写真
景観配慮チェックシート	—	貝塚市景観計画に定める景観形成基準に対する配慮の状況等(別に定める様式に従うこと。)
その他図書	—	参考となるべき事項(必要に応じて提出すること。)

【その他の届出等】

届出等が必要なとき	提出書類
景観法第 16 条第 1 項の規定による届出をした後に、設計又は施工方法を変更するとき※	事前協議に係る変更協議書 (様式第 3 号)
	景観計画区域内行為変更届出書 (様式第 6 号)
景観法第 16 条第 1 項の規定による届出をした後に、届出者の氏名、住所、行為の着手予定日及び完了予定日に変更があったとき	氏名等変更届出書 (様式第 7 号)
景観法第 16 条第 1 項の規定による届出をした後に、届出対象行為を中止したとき又は工事を完了したとき	景観計画区域内行為中止・完了届出書 (様式第 8 号)

※景観法第 16 条第 1 項の規定による届出をした後に、設計又は施工方法を変更する場合は、再度事前協議を行い、事前協議終了後、変更した内容に着手する日の 30 日前までに、景観計画区域内行為変更届出書を提出してください。

また、行為の設計又は施工方法の内容の変更であっても、次のような変更については、行為変更届出書を提出する必要はありません。

◆軽微な変更

・景観計画で定める行為の制限事項に該当しないような変更

①建築物等の配置、規模及び形態、②建築物等の外観の色彩及び素材、③植栽する樹木の位置及び種類以外の変更をいいます。

・敷地の外から見るできない変更

外観に影響しない屋内の設計の変更や、屋外であっても中庭部分の色彩や樹木の変更などのように、敷地の外から見るできない変更をいいます。

◆指導、勧告や変更命令に基づく変更

行為の届出をした後に、景観法及び貝塚市景観条例に基づく指導、勧告や変更命令に従い、変更した場合はいいます。

参考1：景観計画区域内行為事前協議書及び行為届出書の記入方法

・その他様式の記入についても、ご不明な点があれば都市計画課におたずねください。

様式第2号（第5条関係）

記入方法

景観計画区域内行為事前協議書

（元号） 年 月 日

（提出先）貝塚市長 あて

届出者 住 所
氏 名

①

（法人その他の団体にあっては、所在地、名称及び代表者名）

電話番号

貝塚市景観条例第13条第1項又は第2項の規定により、景観計画区域内における行為について、次のとおり協議を申し出ます。

行 為 の 場 所	貝塚市	②
代 理 者 の 住 所 及 び 氏 名 等	住所 氏名	③ 電話番号
設 計 者 の 住 所 及 び 氏 名 等	住所 氏名	④ 電話番号
施 工 者 の 住 所 及 び 氏 名 等	住所 氏名	④ 電話番号
行 為 の 場 所 に 係 る 区 域 区 分	用 途 地 域	⑤
	景 観 エ リ ア	☐ 山並み緑地景観エリア ☐ 市街地景観エリア ☐ 湾岸景観エリア ⑥
	景 観 区 域	☐ 該当なし ☐ 農村景観区域 ☐ 田園景観区域 ☐ 臨海公園景観区域 ☐ 水辺景観区域 ☐ 歴史的景観区域 ☐ 住宅地景観区域 ☐ 商業地景観区域 ☐ 工業地景観区域 ⑥
	景 観 軸	☐ 該当なし ☐ 沿道景観軸 ☐ 鉄道景観軸（水間鉄道） ☐ 河川景観軸（近木川） ☐ 街道景観軸 ⑥
行 為 の 期 間 ⑦	着手予定日 年 月 日	完了予定日 年 月 日
行 為 の 種 類 ⑧	☐ 建築物の建築等（新築・増築・改築・移転・修繕・模様替・色彩の変更） ☐ 工作物の建設等（新設・増築・改築・移転・修繕・模様替・色彩の変更） ☐ 開発行為	

注1 代理者、設計者及び施工者が法人その他の団体の場合は、所在地、名称及び代表者名を記入してください。

2 「区域区分」の景観エリア・区域・軸の欄には、該当する□にレ印を付けてください。

3 「行為の種類」の欄には、該当する□にレ印を付け、該当する新築等の区分を○で囲んでください。

4 行為の種類に応じて、別紙の共通様式1～3のいずれかを記入し、併せて提出してください。

5 ※印がある欄は、記入不要です。

※市処理欄	※受付欄
景観アドバイザー会議 ☐ 要 ☐ 不要	第 号
協議事項 ☐ あり ☐ なし	
事前協議完了年月日 年 月 日	

- ① 届出者
 - 施主（建築主等）とし、法人の場合は主たる事務所の所在地、法人の名称、代表者の氏名を記入してください。
- ② 行為の場所
 - 届出に係る建築物、工作物の建設等又は開発に係る所在地の住居表示又は地名地番を記入してください。
- ③ 代理者
 - 代理の方が手続きされる場合は、代理者の氏名、所在地等を記入してください。
- ④ 設計者、施工者
 - 設計者、施工者の名称、所在地等を記入してください。
- ⑤ 用途地域
 - 行為の場所が位置する都市計画の用途地域を記入してください。市街化調整区域の場合は「調整区域」と記入してください。
- ⑥ 行為の場所に係る区域区分
 - 行為の場所が位置する景観エリア、景観区域、景観軸に✓印をつけてください。
- ⑦ 行為の期間
 - 行為の着手予定年月日と完了予定日を記入してください。
（景観法及び景観法施行令により、根切り工事、山留め工事、ウェル工事、ケーソン工事
その他基礎工事については行為着手制限の例外となります。）
- ⑧ 行為の種類
 - 該当する行為の種類に✓印をつけてください。同一敷地内で関連する複数の行為を同時に行う場合は、該当するすべての行為に✓印をつけてください。
 - 「建築物の建築等」と「工作物の建設等」は該当する行為内容（新築等）の区分を○で囲んでください。

様式第4号（第7条関係）

記入方法

景観計画区域内行為届出書

（元号） 年 月 日

（提出先）貝塚市長 あて

届出者 住 所
氏 名

①

（法人その他の団体にあっては、所在地、名称及び代表者名）

電話番号

景観法第16条第1項の規定により、景観計画区域内における行為について、次のとおり届け出ます。

行 為 の 場 所	貝塚市	②
代 理 者 の 住 所 及 び 氏 名 等	住所 氏名	③ 電話番号
設 計 者 の 住 所 及 び 氏 名 等	住所 氏名	④ 電話番号
施 工 者 の 住 所 及 び 氏 名 等	住所 氏名	④ 電話番号
行 為 の 場 所 に 係 る 区 域 区 分	用 途 地 域	⑤
	景 観 エ リ ア	☐ 山並み緑地景観エリア ☐ 市街地景観エリア ⑥ ☐ 湾岸景観エリア
	景 観 区 域	☐ 該当なし ☐ 農村景観区域 ☐ 田園景観区域 ☐ 臨海公園景観区域 ☐ 水辺景観区域 ⑥ ☐ 歴史的景観区域 ☐ 住宅地景観区域 ☐ 商業地景観区域 ☐ 工業地景観区域
	景 観 軸	☐ 該当なし ☐ 沿道景観軸 ☐ 鉄道景観軸（水間鉄道） ⑥ ☐ 河川景観軸（近木川） ☐ 街道景観軸
	行 為 の 期 間 ⑦	着手予定日 年 月 日 完了予定日 年 月 日
行 為 の 種 類 ⑧	☐ 建築物の建築等（新築・増築・改築・移転・修繕・模様替・色彩の変更）	
	☐ 工作物の建設等（新設・増築・改築・移転・修繕・模様替・色彩の変更）	
	☐ 開発行為	

- 注1 代理人、設計者及び施工者が法人その他の団体の場合は、所在地、名称及び代表者名を記入してください。
- 2 「区域区分」の景観エリア・区域・軸の欄には、該当する□にレ印を付けてください。
- 3 「行為の種類」の欄には、該当する□にレ印を付け、該当する新築等の区分を○で囲んでください。
- 4 行為の種類に応じて、別紙の共通様式1～3のいずれかを記入し、併せて提出してください。
- 5 ※印がある欄は、記入不要です。

※市処理欄	※受付欄
事前協議 第 号 年 月 日	第 号
景観法第18条第2項 （着手制限の解除） ☐ 適用 年 月 日	

- ① 届出者
 - 施主（建築主等）とし、法人の場合は主たる事務所の所在地、法人の名称、代表者の氏名を記入してください。
- ② 行為の場所
 - 届出に係る建築物、工作物の建設等又は開発に係る所在地の住居表示又は地名地番を記入してください。
- ③ 代理者
 - 代理の方が手続きされる場合は、代理者の氏名、所在地等を記入してください。
- ④ 設計者、施工者
 - 設計者、施工者の名称、所在地等を記入してください。
- ⑤ 用途地域
 - 行為の場所が位置する都市計画の用途地域を記入してください。市街化調整区域の場合は「調整区域」と記入してください。
- ⑥ 行為の場所に係る区域区分
 - 行為の場所が位置する景観エリア、景観区域、景観軸に✓印をつけてください。
- ⑦ 行為の期間
 - 行為の着手予定年月日と完了予定日を記入してください。
（景観法及び景観法施行令により、根切り工事、山留め工事、ウェル工事、ケーソン工事
その他基礎工事については行為着手制限の例外となります。）
- ⑧ 行為の種類
 - 該当する行為の種類に✓印をつけてください。同一敷地内で関連する複数の行為を同時に行う場合は、該当するすべての行為に✓印をつけてください。
 - 「建築物の建築等」と「工作物の建設等」は該当する行為内容（新築等）の区分を○で囲んでください。

設計又は施行方法（建築物の建築等）

記入方法

敷地面積 ①		㎡				
		届 出 部 分	既 存 部 分	合 計		
建築面積 ②		㎡		㎡		
延べ面積 ②		㎡		㎡		
外観の変更面積 ②		㎡		㎡		
構造 ③		(一部 造)		(一部 造)		
階数 ③		地上 階、地下 階		地上 階、地下 階		
高さ ③		m		m		
主要用途 ④						
		第 一 立 面	第 二 立 面	第 三 立 面	第 四 立 面	
外 壁	仕上げ ⑤					
	色 彩 ⑥	ベ ー ス カ ラ ー				
		サ ブ カ ラ ー				
		面積割合	%	%	%	%
		アクセント カ ラ ー				
	面積割合	%	%	%	%	
屋根	仕上げ ⑤					
	色彩 ⑥					
外壁・屋上に設置 する建築設備 ⑦						
敷地 の緑化 ⑧	樹種等	高 木				
		中 木				
		低 木				
		地被類				
外構 ⑨	擁 壁	構 造				
		高 さ	m			
	垣・柵・ 塀 等	色 彩				
		構 造				
		高 さ	m			
		色 彩				

注1 「仕上げ」の欄には、材料名を含め記入してください。（例：アスファルト防水、磁器質タイル張り）

2 「色彩」の欄には、基調となる部分のマンセル値（例：5YR8/2、N8）を記入してください。また、「面積割合」には、当該立面の面積に対するサブカラー及びアクセントカラーの割合を記入してください。

- ① 敷地面積
 - ・ 届出に係る建築物が存する敷地の面積を記入してください。
- ② 建築面積、延べ面積、外観の変更面積
 - ・ 届出に係る建築物の建築面積、延べ面積を記入してください。
 - ・ 色彩に係る外観の過半の変更の場合は、変更する部分の面積を「届出部分」の欄に、変更しない部分の面積を「既存部分」の欄にそれぞれ記入し、その合計の面積を記入してください。
- ③ 構造・階数・高さ
 - ・ 構造については、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造等の別を記入し、階数は、届出に係る建築物が複数ある場合は、すべての建築物について記入してください。
 - ・ 届出に係る建築物の高さを「届出部分」の欄に、届出以外の既存の建築物がある場合は、その高さ（既存の建築物のみ）を「既存部分」の欄にそれぞれ記入してください。
- ④ 主要用途
 - ・ 建築物の場合は、住居、事務所、店舗、工場、倉庫等の用途の種類について記入してください。
- ⑤ 仕上げ
 - ・ 材料名を含めて記入してください。
- ⑥ 色彩
 - ・ ベースカラー、サブカラー、アクセントカラーそれぞれについて、基調となる部分のマンセル値を記入してください。
- ⑦ 外壁・屋上に設置する建築設備
 - ・ 電気設備、冷暖房設備、煙突、避雷針など屋上に設置する建築設備がある場合は、すべての設備の種類と高さを記入してください。
- ⑧ 敷地の緑化
 - ・ 敷地内（道路等から見える範囲）に植栽する主な樹種を記載してください。
- ⑨ 外構
 - ・ 外構を設置する場合は記入してください。

設計又は施行方法（工作物の建設等）

記入方法

工作物の種類 ①		☐ 煙突・鉄柱・プラント・貯蔵施設など（ ☐ 擁壁・垣・柵・塀など（ ☐ 建築物以外に設置する太陽光発電施設			
敷地面積 ②		m ²			
		届出部分	既存部分	合計	
築造面積 ③		m ²	m ²	m ²	
外観の変更面積 ③		m ²	m ²	m ²	
構造 ④		(一部 造 造)	(一部 造 造)	(一部 造 造)	
高さ ④		m	m		
建築物と一体となって設置する場合の地盤面からの高さ ④		m	m		
		第一立面	第二立面	第三立面	第四立面
色彩 ⑤	ベースカラー				
	サブカラー				
	面積割合	%	%	%	%
	アクセントカラー				
	面積割合	%	%	%	%
敷地の緑化 ⑥	樹種等	高木			
		中木			
		低木			
		地被類			
外構 ⑦	擁壁	構造			
		高さ	m		
	垣・柵・塀等	色彩			
		構造			
		高さ	m		
建築物以外に設置する太陽光発電施設 ⑧	水平投影面積	m ²			
		☐ なし ☐ あり	伐採する面積	m ²	
			伐採する樹種		
		修景の方法			

注1 「色彩」の欄には、基調となる部分のマンセル値（例：5YR8/2、N8）を記入してください。また、「面積割合」には、当該立面の面積に対するサブカラー及びアクセントカラーの割合を記入してください。

2 建築物以外に太陽光発電施設を設置する場合は、「工作物の種類」、「敷地面積」、「築造面積」、「敷地の緑化」、「外構」、「建築物以外に設置する太陽光発電施設」の項目を記入してください。

- ① 工作物の種類
 - 該当する工作物の種類に✓印をつけてください。
- ② 敷地面積
 - 届出に係る工作物が存する敷地の面積を記入してください。
- ③ 築造面積、外観の変更面積
 - 届出に係る工作物の築造面積を記入してください。
 - 色彩に係る外観の過半の変更の場合は、変更する部分の面積を「届出部分」の欄に、変更しない部分の面積を「既存部分」の欄にそれぞれ記入し、その合計の面積を記入してください。
- ④ 構造・高さ
 - 構造については、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造等の別を記入し、高さは、届出に係る工作物が複数ある場合は、すべての工作物について記入してください。
 - 届出に係る工作物の高さを「届出部分」の欄に、届出以外の既存の工作物がある場合は、その高さ（既存の工作物のみ）を「既存部分」の欄にそれぞれ記入してください。
- ⑤ 色彩
 - ベースカラー、サブカラー、アクセントカラーそれぞれについて、基調となる部分のマンセル値を記入してください。
- ⑥ 敷地の緑化
 - 敷地内（道路等から見える範囲）に植栽する主な樹種を記載してください。
- ⑦ 外構
 - 外構を設置する場合は記入してください。
- ⑧ 建築物以外に設置する太陽光発電施設
 - 太陽光発電施設を設置する場合は、太陽光モジュールと付属設備の水平投影面積の合計を記入してください。
 - 設置に際して樹木を伐採する場合、伐採する主な樹木の樹種を記載してください。
 - 設置に際して修景を行う場合、その具体的な方法について記入してください。

参考2：景観配慮チェックリストの記入方法

- ・下記に示す赤枠部分について、出来るだけ具体的にご記入ください。

【景観配慮チェックシート】				
項目	基準	チェック項目	適合の確認	配慮・工夫した点について届出者・設計者の意見
建築物	配置	・周囲の建築物および工作物の位置や規模を勘案して周辺景観と調和するように配置すること。	周辺景観と調和した配置となっているか ☐ 調和している ☐ 調和していない	
	材料・色彩	・外壁および屋根などの基調となる色彩は、周辺の景観と調和する素材を用いるよう努め、著しく派手なものではない。 ※色彩基準を厳守すること	周辺の景観と調和する素材を用いるように努めているか ☐ 努めている ☐ 努めていない 外壁や屋根等の基調となる色彩が著しく派手ではないか ☐ 落ち着いている ☐ 著しく派手 該当するエリアの色彩基準を超えていないか ① 高度景観エリア ② 市街地景観エリアおよび山並み緑地景観エリア（ただし南海貝塚駅周辺は除く） ③ 南海貝塚駅周辺の都市機能誘導区域の商業地域および近隣商業地域 ☐ 基準を超えていない ☐ 基準を超えている サブカラー、アクセントカラーの基準面積を超えていないか ① サブカラー：13分の1以下 ② アクセントカラー：10分の1以下 ☐ 基準を超えていない ☐ 基準を超えている ☐ 使用しない	
	意匠	・周辺の街並みや建築物、背景となる山並みなどの調和に配慮した形態・意匠となるよう努める。 ・長大な壁面などは、適切な緑化や分節により、圧迫感を軽減するとともに、周辺の景観との調和に配慮しつつ、単調にならないよう工夫をする。	周辺、背景などの調和に配慮しているか ☐ 配慮している ☐ 配慮していない 長大な壁面があるか ↓ ☐ ある ☐ ない ある場合、圧迫感を軽減する工夫をしているか ☐ 工夫している ☐ 特に工夫していない 単調にならないよう工夫をしているか ☐ 工夫している ☐ 特に工夫していない	
	屋外付帯物（駐車場・ゴミ置き場など）	・駐車場、駐輪場およびゴミ置場などは、敷地の外から見えにくい位置に配置し、又は植栽により修景、あるいは建築物若しくは同一一体化するなどにより、見苦しくならないよう工夫をする。	駐車場、ゴミ置き場などは敷地から見えにくい位置に配置しているか ↓ ☐ 見える ☐ 見えにくい 見える場合、見苦しくならない工夫をしているか ☐ 工夫している ☐ 特に工夫していない	
	屋上付帯物（高架水槽や太陽光発電施設など）	・高架水槽および屋上設備は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、カーパーを設置し、又は建築物と一体化するなどにより、見苦しくならないよう工夫をする。 ・太陽光発電施設等を含む屋上工作物および塔屋などは、建築物と一体化するなどにより、見苦しくならないよう工夫をする。	高架水槽や屋上設備が敷地の外から見えるか ↓ ☐ 見える ☐ 見えない 見える場合、見苦しくならない工夫をしているか ☐ 工夫している ☐ 特に工夫していない 太陽光発電施設を含む屋上工作物や塔屋などは、見苦しくならない工夫をしているか ☐ 工夫している ☐ 特に工夫していない	
	外壁付帯物（ダクト類、屋外階段、室外機など）	・ダクト類は、敷地の外から見えにくい位置に配置し、又は建築物と一体化するなどにより、見苦しくならないよう工夫をする。 ・屋外階段は、建築物と一体化するなどにより、見苦しくならないよう工夫をする。 ・エアコンの室外機および物干金物などは、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、見苦しくならないよう工夫をする。	ダクト類が敷地の外から見えるか ↓ ☐ 見える ☐ 見えない 見える場合、見苦しくならない工夫をしているか ☐ 工夫している ☐ 特に工夫していない 屋外階段が見苦しくならない工夫をしているか ☐ 工夫している ☐ 特に工夫していない エアコンの室外機や物干金物等が敷地の外から見えるか ↓ ☐ 見える ☐ 見えない 見える場合、見苦しくならない工夫をしているか ☐ 工夫している ☐ 特に工夫していない	

項目	基準	チェック項目	適合の確認	配慮・工夫した点について届出者・設計者の意見
建築物	外構	・外構は周辺の景観に調和した意匠となるよう工夫する。	周辺の景観に調和した意匠となるよう工夫しているか ☐ 工夫している ☐ 特に工夫していない	
	敷地内の緑化	・道路に面する敷地には、緑を適切に配置するよう努める。 ・緑の配置に際しては、周辺における緑の連続性並びに安全面などに配慮の上、植栽する樹木の位置、種類および形状並びに壁面緑化その他の緑化手法などを検討する。	道路に面する敷地には、緑を適切に配置するよう努めているか ☐ 努めている ☐ 努めていない 周辺における緑の連続性並びに安全面などに配慮の上、植栽する樹木の位置、種類および形状並びに壁面緑化その他の緑化手法などを検討しているか ☐ 検討している ☐ 検討していない ☐ その他（右に記載してください）	
	屋外広告物（該当する場合のみ）	・公共空間（道路、公園など）からの見え方に配慮し、眺望を遮らないよう配慮すること。 ・必要最低限の大きさおよび個数とするよう努めること。 ・周辺景観と調和した位置、規模、形態、意匠、色彩および素材とするよう配慮すること。色彩はコントラストの強い配色を避けること。	公共空間（道路、公園など）からの見え方に配慮しているか ☐ 配慮している ☐ 配慮していない 眺望を遮らないよう配慮しているか ☐ 配慮している ☐ 配慮していない 必要最低限の大きさおよび個数とするよう努めているか ☐ 努めている ☐ 努めていない 周辺景観と調和した位置、規模、形態、意匠、色彩および素材とするよう配慮しているか ☐ 配慮している ☐ 配慮していない 色彩はコントラストの強い配色を避ける工夫をしているか ☐ 工夫している ☐ 特に工夫していない	

配慮・工夫した点について、具体的に記載してください。

	項目	基 準	チェック項目	適合の確認	配慮・工夫した点について届出者・設計者等の意見
工 作 物	配置	・周囲の建築物の位置や規模を勘案して、適切な間隔を確保したうえで、位置、規模および高さなど、周辺の景観に配慮すること。	適切な間隔を確保しているか	☐ 確保している ☐ 確保していない	
			位置、規模および高さなど、周辺の景観に配慮しているか	☐ 配慮している ☐ 配慮していない	
	材料・色彩	・基調となる色彩は、周辺の景観と調和する素材を用いるよう努め、著しく派手なものとしな い。 ※色彩基準を厳守すること	周辺の景観と調和する素材を用いるように努めているか	☐ 努めている ☐ 努めていない	
			基調となる色彩が著しく派手ではないか	☐ 落ち着いている ☐ 著しく派手	
			該当するエリアの色彩基準を超えていないか ① 海岸景観エリア ② 市街地景観エリアおよび山並み緑地景観エリア（た だし南海貝塚駅周辺は除く） ③ 南海貝塚駅周辺の都市機能誘導区域の商業地域お よび近隣商業地域	☐ 基準を超えて いない ☐ 基準を超えて いる	
			サブカラー、アクセントカラーの基準面積を超えていないか ① サブカラー：3分の1以下 ② アクセントカラー：20分の1以下	☐ 基準を超えて いない ☐ 基準を超えて いる ☐ 使用しない	
	意匠	・周辺の景観との調和に配慮した形態・意匠となるよう努める。 ・周辺の景観との調和に配慮しつつ、建築物全体として統一感のある意匠となるよう工夫する。 ・長大な壁面などは、適切な緑化や分節などにより、圧迫感を軽減するとともに、周辺の景観との調和に配慮しつつ、単調とならないように工夫をする。	周辺の景観との調和に配慮した形態・意匠となっているか	☐ 配慮している ☐ 配慮していない	
			周辺の景観との調和に配慮しつつ、建築物全体として統一感のある意匠となるよう工夫しているか	☐ 工夫している ☐ 特に工夫していない	
			長大な壁面があるか ↓ ある場合、圧迫感を軽減する工夫をしているか また、単調にならない工夫をしているか	☐ ある ☐ ない ☐ 工夫している ☐ 特に工夫していない ☐ 工夫している ☐ 特に工夫していない	
	外構	・外構は周辺の景観に調和した意匠となるよう工夫する。	周辺の景観に調和した意匠となるよう工夫しているか	☐ 工夫している ☐ 特に工夫していない	
敷 地 内 の 緑 化		・道路に面する敷地には、緑を適切に配置するよう努める。 ・緑の配置に際しては、周辺における緑の連続性並びに安全面などに配慮の上、植栽する樹木の位置、種類および形状並びに壁面緑化その他の緑化手法などを検討する。	道路に面する敷地には、緑を適切に配置するよう努めているか	☐ 努めている ☐ 努めていない	
			周辺における緑の連続性並びに安全面などに配慮の上、植栽する樹木の位置、種類および形状並びに壁面緑化その他の緑化手法などを検討しているか	☐ 検討している ☐ 検討していない ☐ その他（右に記載してください）	
開発行為		・地形の改変を必要最低限とし、長大な法面や擁壁が生じないよう配慮する。やむをえない場合、擁壁は周辺景観と調和した形態となるよう工夫すること。	長大な法面や擁壁が生じないように配慮しているか	☐ 配慮している ☐ 配慮していない	
太陽光発電施設 （ただし、建築物に付属するものは除く）		・太陽光パネルの向きや傾斜を揃え、統一感のある配置を行うこと。 ・公共空間（道路、公園など）から見えにくい位置および規模となるよう配慮する。なるべく敷地境界から後退させ、在来種などを用いた緑化などにより修景するなど、周辺と調和した景観となるように配慮すること。	統一感のある配置となっているか	☐ なっている ☐ なっていない	
			公共空間（道路、公園など）から見えにくい位置および規模となるよう配慮しているか	☐ 配慮している ☐ 配慮していない	
			周辺と調和した景観となるように配慮しているか	☐ 配慮している ☐ 配慮していない	



配慮・工夫した点について、具体的に記載してください。

★現況写真について

行為を計画している敷地及び隣接地、周辺の街並みを複数の方向から撮影し、撮影位置と撮影方向を示してください。

〈撮影時の留意点〉

- ・計画敷地の周辺にはどのような建物があるのか
- ・街並みを構成する一要素としてどのように見えるか
- ・計画敷地が面する主要道路の状況（植栽や人通りの有無など）

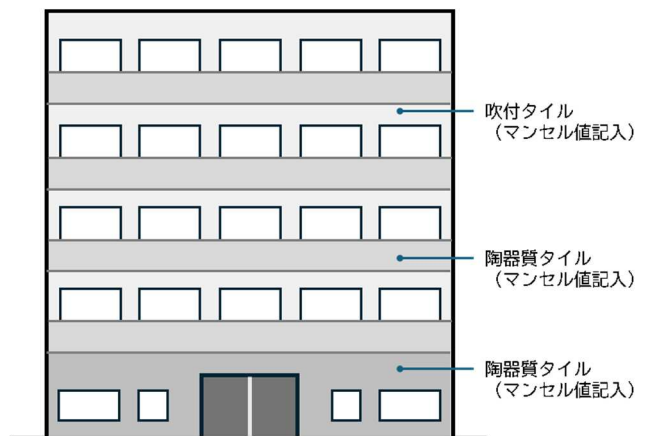
など



★立面図について

表示している部分の素材と色彩（マンセル値）を記入してください。

どの部分を表示しているのかを明確に示してください。



卷末資料

景観計画区域内行為事前協議書

(元号) 年 月 日

(提出先) 貝塚市長 あて

申出者 住 所
氏 名
(法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者名)
電話番号

貝塚市景観条例第13条第1項又は第2項の規定により、景観計画区域内における行為について、次のとおり協議を申し出ます。

行 為 の 場 所		貝塚市	
代 理 者 の 住 所 及 び 氏 名 等		住所 氏名	電話番号
設 計 者 の 住 所 及 び 氏 名 等		住所 氏名	電話番号
施 工 者 の 住 所 及 び 氏 名 等		住所 氏名	電話番号
行為の 場所に 係る 区域 区分	用 途 地 域		
	景 観 エ リ ア	☐ 山並み緑地景観エリア ☐ 湾岸景観エリア ☐ 市街地景観エリア	
	景 観 区 域	☐ 該当なし ☐ 歴史的景観区域 ☐ 農村景観区域 ☐ 住宅地景観区域 ☐ 田園景観区域 ☐ 商業地景観区域 ☐ 臨海公園景観区域 ☐ 工業地景観区域 ☐ 水辺景観区域	
	景 観 軸	☐ 該当なし ☐ 河川景観軸（近木川） ☐ 沿道景観軸 ☐ 街道景観軸 ☐ 鉄道景観軸（水間鉄道）	
行 為 の 期 間		着手予定日 年 月 日	完了予定日 年 月 日
行 為 の 種 類		☐ 建築物の建築等（新築・増築・改築・移転・修繕・模様替・色彩の変更）	
		☐ 工作物の建設等（新設・増築・改築・移転・修繕・模様替・色彩の変更）	
		☐ 開発行為	

注1 代理人、設計者及び施工者が法人その他の団体の場合は、所在地、名称及び代表者名を記入してください。
2 「区域区分」の景観エリア・区域・軸の欄には、該当する□にレ印を付けてください。
3 「行為の種類」の欄には、該当する□にレ印を付け、該当する新築等の区分を○で囲んでください。
4 行為の種類に応じて、別紙の共通様式1～3のいずれかを記入し、併せて提出してください。
5 ※印がある欄は、記入不要です。

※市処理欄		※受付欄	
景観アドバイザー会議 ☐ 要 ☐ 不要		第 号	
協議事項 ☐ あり ☐ なし			
事前協議完了年月日 年 月 日			

設計又は施行方法（建築物の建築等）

敷 地 面 積			m ²			
			届 出 部 分	既 存 部 分	合 計	
建 築 面 積			m ²		m ²	
延 べ 面 積			m ²		m ²	
外 観 の 変 更 面 積			m ²		m ²	
構 造			造 (一部 造)		造 (一部 造)	
階 数			地上 階、地下 階		地上 階、地下 階	
高 さ			m		m	
主 要 用 途						
			第 一 立 面	第 二 立 面	第 三 立 面	第 四 立 面
外 壁	仕 上 げ					
	色 彩	ベ ー ス カ ラ ー				
		サ ブ カ ラ ー				
		面積割合	%	%	%	%
		アクセント カ ラ ー				
	面積割合	%	%	%	%	
屋 根	仕 上 げ					
	色 彩					
外 壁 ・ 屋 上 に 設 置 す る 建 築 設 備						
敷 地 の 緑 化	樹 種 等	高 木				
		中 木				
		低 木				
		地被類				
外 構	擁 壁	構 造				
		高 さ	m			
		色 彩				
	垣・柵・ 塀 等	構 造				
		高 さ	m			
		色 彩				

注1 「仕上げ」の欄には、材料名を含め記入してください。（例：アスファルト防水、磁器質タイル張り）

2 「色彩」の欄には、基調となる部分のマンセル値（例：5YR8/2、N8）を記入してください。また、「面積割合」には、当該立面の面積に対するサブカラー及びアクセントカラーの割合を記入してください。

設計又は施行方法（工作物の建設等）

工 作 物 の 種 類		☐ 煙突・鉄柱・プラント・貯蔵施設など（ ） ☐ 擁壁・垣・柵・塀など（ ） ☐ 建築物以外に設置する太陽光発電施設			
敷 地 面 積		m ²			
		届 出 部 分	既 存 部 分	合 計	
築 造 面 積		m ²	m ²	m ²	
外 観 の 変 更 面 積		m ²	m ²	m ²	
構 造		造 (一部 造)	造 (一部 造)	造 (一部 造)	
高 さ		m	m		
建築物と一体となって 設置する場合の地盤 面 からの 高 さ		m	m		
		第 一 立 面	第 二 立 面	第 三 立 面	第 四 立 面
色 彩	ベ ー ス カ ラ ー				
	サ ブ カ ラ ー				
	面 積 割 合	%	%	%	%
	ア ク セ ン ト カ ラ ー				
	面 積 割 合	%	%	%	%
敷地 の 緑化	樹種等	高 木			
		中 木			
		低 木			
		地被類			
外 構	擁 壁	構 造			
		高 さ	m		
		色 彩			
	垣・柵・ 塀 等	構 造			
		高 さ	m		
		色 彩			
建築物以外 に設置する 太陽光発電 施 設	水平投 影面積	m ²			
	樹木の 伐 採	☐ なし ☐ あり	伐採する面積	m ²	
			伐採する樹種		
		修 景 の 方法			

注1 「色彩」の欄には、基調となる部分のマンスセル値（例：5YR8/2、N8）を記入してください。また、「面積割合」には、当該立面の面積に対するサブカラー及びアクセントカラーの割合を記入してください。

2 建築物以外に太陽光発電施設を設置する場合は、「工作物の種類」、「敷地面積」、「築造面積」、「敷地の緑化」、「外構」、「建築物以外に設置する太陽光発電施設」の項目を記入してください。

設計又は施行方法（開発行為）

開 発 行 為	開 発 面 積		m ²
	目 的		
	の り 面	高 さ	m
		長 さ	m
		勾 配	%
	擁 壁	高 さ	m
		長 さ	m
		構 造	

添付図書

	建築物の建築等	工作物の建設等	開発行為
付近見取図	☐	☐	☐
現況平面図	☐	☐	☐
配置図	☐	☐	
建築面積又は築造面積の求積図	☐	☐	
各階平面図	☐	☐	
屋根伏図	☐	☐	
4面以上の立面図 (彩色が施されたもの)	☐	☐	
断面図	☐	☐	☐
現況カラー写真	☐	☐	☐
完成予想図	☐	☐	☐
景観配慮チェックシート	☐	☐	☐

注1 法第16条第1項第2号に掲げる行為である場合は、各階平面図、屋根伏図及び断面図を省略することができます。

2 上記以外で参考となる図書があれば、併せて提出してください。

3 協議書は正・副各1部の合計2部、添付図書は各1部を提出してください。

景観計画区域内行為事前協議に係る変更協議書

(元号) 年 月 日

(提出先) 貝塚市長 あて

申出者 住 所
氏 名

(法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者名)

電話番号

貝塚市景観条例第 13 条第 1 項に規定する事前協議の内容に変更があったので、同条第 2 項の規定により、次のとおり変更協議を申し出ます。

行 為 の 場 所	貝塚市	
当 初 協 議 書 提 出 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号	
行 為 の 種 類	☐ 建築物の建築等（新築・増築・改築・移転・修繕・模様替・色彩の変更）	
	☐ 工作物の建設等（新設・増築・改築・移転・修繕・模様替・色彩の変更）	
	☐ 開発行為	
行 為 の 期 間	着手予定日 年 月 日	完了予定日 年 月 日
変 更 の 概 要		
変 更 の 理 由		
代理者又は設計者の 住 所 及 び 氏 名 等	住所 氏名 電話番号	

- 注1 代理者及び設計者が法人その他の団体の場合は、所在地、名称及び代表者名を記入してください。
- 2 「行為の種類」の欄には、該当する□にレ印を付け、該当する新築等の区分を○で囲んでください。
- 3 景観計画区域内行為事前協議書に添付が必要な図書のうち、この変更協議書の提出に係る変更に関係あるものに、当該変更の内容を表示して添付してください。
- 4 行為の種類に応じて、別紙の共通様式1～3のいずれかに変更した事項を記入し、併せて提出してください。
- 5 変更協議書は正・副各1部の合計2部、添付図書は各1部を提出してください。
- 6 ※印がある欄は、記入不要です。

※市処理欄	※受付欄
景観アドバイザー会議 ☐ 要 ☐ 不要	第 号
協議事項 ☐ あり ☐ なし	
事前協議完了年月日 年 月 日	

変更後の設計又は施行方法（建築物の建築等）

敷 地 面 積			m ²			
			届 出 部 分	既 存 部 分	合 計	
建 築 面 積			m ²		m ²	
延 べ 面 積			m ²		m ²	
外 観 の 変 更 面 積			m ²		m ²	
構 造			造 (一部 造)		造 (一部 造)	
階 数			地上 階、地下 階		地上 階、地下 階	
高 さ			m		m	
主 要 用 途						
			第 一 立 面	第 二 立 面	第 三 立 面	第 四 立 面
外 壁	仕 上 げ					
	色 彩	ベ ー ス カ ラ ー				
		サ ブ カ ラ ー				
		面積割合	%	%	%	%
		アクセント カ ラ ー				
	面積割合	%	%	%	%	
屋 根	仕 上 げ					
	色 彩					
外 壁 ・ 屋 上 に 設 置 す る 建 築 設 備						
敷 地 の 緑 化	樹 種 等	高 木				
		中 木				
		低 木				
		地被類				
外 構	擁 壁	構 造				
		高 さ	m			
		色 彩				
	垣・柵・ 塀 等	構 造				
		高 さ	m			
		色 彩				

注1 「仕上げ」の欄には、材料名を含め記入してください。（例：アスファルト防水、磁器質タイル張り）

2 「色彩」の欄には、基調となる部分のマンセル値（例：5YR8/2、N8）を記入してください。また、「面積割合」には、当該立面の面積に対するサブカラー及びアクセントカラーの割合を記入してください。

変更後の設計又は施行方法（工作物の建設等）

工 作 物 の 種 類		☐ 煙突・鉄柱・プラント・貯蔵施設など（ ） ☐ 擁壁・垣・柵・塀など（ ） ☐ 建築物以外に設置する太陽光発電施設			
敷 地 面 積		m ²			
		届 出 部 分	既 存 部 分	合 計	
築 造 面 積		m ²	m ²	m ²	
外 観 の 変 更 面 積		m ²	m ²	m ²	
構 造		造 (一部)	造 (一部)	造 (一部)	
高 さ		m	m		
建築物と一体となって設置する場合の地盤面からの高さ		m	m		
		第 一 立 面	第 二 立 面	第 三 立 面	第 四 立 面
色 彩	ベ ー ス カ ラ ー				
	サ ブ カ ラ ー				
	面 積 割 合	%	%	%	%
	ア ク セ ン ト カ ラ ー				
	面 積 割 合	%	%	%	%
敷地の緑化	樹種等	高 木			
		中 木			
		低 木			
		地被類			
外 構	擁 壁	構 造			
		高 さ	m		
		色 彩			
	垣・柵・塀 等	構 造			
		高 さ	m		
		色 彩			
建築物以外に設置する太陽光発電施設	水平投影面積	m ²			
	樹木の伐採	☐ なし	伐採する面積	m ²	
		☐ あり	伐採する樹種		
	修 景の方法				

注1 「色彩」の欄には、基調となる部分のマンスル値（例：5YR8/2、N8）を記入してください。また、「面積割合」には、当該立面の面積に対するサブカラー及びアクセントカラーの割合を記入してください。

2 建築物以外に太陽光発電施設を設置する場合は、「工作物の種類」、「敷地面積」、「築造面積」、「敷地の緑化」、「外構」、「建築物以外に設置する太陽光発電施設」の項目を記入してください。

変更後の設計又は施行方法（開発行為）

開 発 行 為	開 発 面 積		m ²
	目 的		
	の り 面	高 さ	m
		長 さ	m
		勾 配	%
	擁 壁	高 さ	m
		長 さ	m
		構 造	

景観計画区域内行為届出書

（元号） 年 月 日

（提出先）貝塚市長 あて

届出者 住 所
氏 名
（法人その他の団体にあっては、所在地、名称及び代表者名）
電話番号

景観法第16条第1項の規定により、景観計画区域内における行為について、次のとおり届け出ます。

行 為 の 場 所		貝塚市	
代 理 者 の 住 所 及 び 氏 名 等		住所 氏名	電話番号
設 計 者 の 住 所 及 び 氏 名 等		住所 氏名	電話番号
施 工 者 の 住 所 及 び 氏 名 等		住所 氏名	電話番号
行 為 の 場 所 に 係 る 区 域 区 分	用 途 地 域		
	景 観 エ リ ア	☐ 山並み緑地景観エリア ☐ 湾岸景観エリア ☐ 市街地景観エリア	
	景 観 区 域	☐ 該当なし ☐ 歴史的景観区域 ☐ 農村景観区域 ☐ 住宅地景観区域 ☐ 田園景観区域 ☐ 商業地景観区域 ☐ 臨海公園景観区域 ☐ 工業地景観区域 ☐ 水辺景観区域	
	景 観 軸	☐ 該当なし ☐ 河川景観軸（近木川） ☐ 沿道景観軸 ☐ 街道景観軸 ☐ 鉄道景観軸（水間鉄道）	
行 為 の 期 間		着手予定日 年 月 日	完了予定日 年 月 日
行 為 の 種 類		☐ 建築物の建築等（新築・増築・改築・移転・修繕・模様替・色彩の変更）	
		☐ 工作物の建設等（新設・増築・改築・移転・修繕・模様替・色彩の変更）	
		☐ 開発行為	

- 注1 代理人、設計者及び施工者が法人その他の団体の場合は、所在地、名称及び代表者名を記入してください。
- 2 「区域区分」の景観エリア・区域・軸の欄には、該当する□にレ印を付けてください。
- 3 「行為の種類」の欄には、該当する□にレ印を付け、該当する新築等の区分を○で囲んでください。
- 4 行為の種類に応じて、別紙の共通様式1～3のいずれかを記入し、併せて提出してください。
- 5 ※印がある欄は、記入不要です。

※市処理欄		※受付欄	
事前協議 第 号 年 月 日		第 号	
景観法第18条第2項 （着手制限の解除） ☐ 適用 年 月 日			

設計又は施行方法（建築物の建築等）

敷地面積			m ²			
			届出部分	既存部分	合計	
建築面積			m ²		m ²	
延べ面積			m ²		m ²	
外観の変更面積			m ²		m ²	
構造			造 (一部 造)	造 (一部 造)		
階数			地上 階、地下 階	地上 階、地下 階		
高さ			m	m		
主要用途						
			第一立面	第二立面	第三立面	第四立面
外壁	仕 上 げ					
	色彩	ベ ー ス カ ラ ー				
		サ ブ カ ラ ー				
		面積割合	%	%	%	%
		アクセント カ ラ ー				
	面積割合	%	%	%	%	
屋根	仕 上 げ					
	色 彩					
外壁・屋上に設置する建築設備						
敷地の緑化	樹種等	高 木				
		中 木				
		低 木				
		地被類				
外構	擁 壁	構 造				
		高 さ	m			
		色 彩				
	垣・柵・塀 等	構 造				
		高 さ	m			
		色 彩				

注1 「仕上げ」の欄には、材料名を含め記入してください。（例：アスファルト防水、磁器質タイル張り）

2 「色彩」の欄には、基調となる部分のマンセル値（例：5YR8/2、N8）を記入してください。また、「面積割合」には、当該立面の面積に対するサブカラー及びアクセントカラーの割合を記入してください。

設計又は施行方法（工作物の建設等）

工 作 物 の 種 類		☐ 煙突・鉄柱・プラント・貯蔵施設など（ ） ☐ 擁壁・垣・柵・塀など（ ） ☐ 建築物以外に設置する太陽光発電施設			
敷 地 面 積		m ²			
		届 出 部 分	既 存 部 分	合 計	
築 造 面 積		m ²	m ²	m ²	
外 観 の 変 更 面 積		m ²	m ²	m ²	
構 造		造 (一部 造)	造 (一部 造)	造 (一部 造)	
高 さ		m	m		
建築物と一体となって 設置する場合の地盤 面 からの 高 さ		m	m		
		第 一 立 面	第 二 立 面	第 三 立 面	第 四 立 面
色 彩	ベ ー ス カ ラ ー				
	サ ブ カ ラ ー				
	面 積 割 合	%	%	%	%
	ア ク セ ン ト カ ラ ー				
	面 積 割 合	%	%	%	%
敷地の緑化	樹種等	高 木			
		中 木			
		低 木			
		地被類			
外 構	擁 壁	構 造			
		高 さ	m		
		色 彩			
	垣・柵・ 塀 等	構 造			
		高 さ	m		
		色 彩			
建築物以外 に設置する 太陽光発電 施 設	水平投 影面積	m ²			
	樹木の 伐 採	☐ なし ☐ あり	伐採する面積	m ²	
			伐採する樹種		
		修 景 の 方法			

注1 「色彩」の欄には、基調となる部分のマンスセル値（例：5YR8/2、N8）を記入してください。また、「面積割合」には、当該立面の面積に対するサブカラー及びアクセントカラーの割合を記入してください。

2 建築物以外に太陽光発電施設を設置する場合は、「工作物の種類」、「敷地面積」、「築造面積」、「敷地の緑化」、「外構」、「建築物以外に設置する太陽光発電施設」の項目を記入してください。

設計又は施行方法（開発行為）

開 発 行 為	開 発 面 積		m ²
	目 的		
	の り 面	高 さ	m
		長 さ	m
		勾 配	%
	擁 壁	高 さ	m
		長 さ	m
		構 造	

添付図書

	建築物の建築等	工作物の建設等	開発行為
付近見取図	☐	☐	☐
現況平面図	☐	☐	☐
配置図	☐	☐	
建築面積又は築造面積の求積図	☐	☐	
各階平面図	☐	☐	
屋根伏図	☐	☐	
4面以上の立面図 (彩色が施されたもの)	☐	☐	
断面図	☐	☐	☐
現況カラー写真	☐	☐	☐
完成予想図	☐	☐	☐
景観配慮チェックシート	☐	☐	☐

- 注1 事前協議において「協議事項あり」の場合は、景観配慮チェックシートに回答を記入してください。
- 2 事前協議後の変更又は修正がある場合は、変更又は修正の箇所が分かるように明示してください。
- 3 事前協議において「協議事項なし」の場合で、かつ事前協議後に変更又は修正がない場合は、「景観計画区域内行為事前協議書（事前協議が完了したもの）の写し」以外の添付図書の提出を省略できます。
- 4 法第16条第1項第2号に掲げる行為である場合は、各階平面図、屋根伏図及び断面図を省略することができます。
- 5 上記以外で参考となる図書があれば、併せて提出してください。
- 6 届出書は正・副各1部の合計2部、添付図書は各1部を提出してください。

景 観 計 画 区 域 内 行 為 変 更 届 出 書

(元号) 年 月 日

(提出先) 貝塚市長 あて

届出者 住 所
氏 名
(法人その他の団体にあっては、所在地、名称及び代表者名)
電話番号

景観法第 16 条第 1 項に規定する届出に係る事項のうち、行為の内容に変更があったので、同条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

行 為 の 場 所	貝塚市		
当 初 届 出 年 月 日 及 び 受 付 番 号			
行 為 の 種 類	☐ 建築物の建築等（新築・増築・改築・移転・修繕・模様替・色彩の変更）		
	☐ 工作物の建設等（新設・増築・改築・移転・修繕・模様替・色彩の変更）		
	☐ 開発行為		
行 為 の 期 間	着手予定日 年 月 日	完了予定日 年 月 日	
変 更 の 概 要			
変 更 の 理 由			
代理人又は設計者の 住 所 及 び 氏 名 等	住所 氏名 電話番号		

- 注 1 代理人又は設計者が法人その他の団体の場合は、所在地、名称及び代表者名を記入してください。
- 2 「行為の種類」の欄には、該当する□にレ印を付け、該当する新築等の区分を○で囲んでください。
- 3 景観計画区域内行為届出書に添付が必要な図書のうち、この届出に係る変更に関係あるものに、当該変更の内容を表示して添付してください。
- 4 行為の種類に応じて、別紙の共通様式 1～3 のいずれかに変更した事項を記入し、併せて提出してください。
- 5 変更届出書は正・副各 1 部の合計 2 部、添付図書は各 1 部を提出してください。
- 6 ※印がある欄は、記入不要です。

※市処理欄	※受付欄
景観法第 18 条第 2 項 (着手制限の解除) ☐ 適用 年 月 日	第 号

変更後の設計又は施行方法（建築物の建築等）

敷 地 面 積			m ²			
			届 出 部 分	既 存 部 分	合 計	
建 築 面 積			m ²		m ²	
延 べ 面 積			m ²		m ²	
外 観 の 変 更 面 積			m ²		m ²	
構 造			造 (一部 造)		造 (一部 造)	
階 数			地上 階、地下 階		地上 階、地下 階	
高 さ			m		m	
主 要 用 途						
			第 一 立 面	第 二 立 面	第 三 立 面	第 四 立 面
外 壁	仕 上 げ					
	色 彩	ベ ー ス カ ラ ー				
		サ ブ カ ラ ー				
		面積割合	%	%	%	%
		アクセント カ ラ ー				
	面積割合	%	%	%	%	
屋 根	仕 上 げ					
	色 彩					
外 壁 ・ 屋 上 に 設 置 す る 建 築 設 備						
敷 地 の 緑 化	樹 種 等	高 木				
		中 木				
		低 木				
		地被類				
外 構	擁 壁	構 造				
		高 さ	m			
		色 彩				
	垣・柵・ 塀 等	構 造				
		高 さ	m			
		色 彩				

注1 「仕上げ」の欄には、材料名を含め記入してください。（例：アスファルト防水、磁器質タイル張り）

2 「色彩」の欄には、基調となる部分のマンセル値（例：5YR8/2、N8）を記入してください。また、「面積割合」には、当該立面の面積に対するサブカラー及びアクセントカラーの割合を記入してください。

変更後の設計又は施行方法（工作物の建設等）

工 作 物 の 種 類		☐ 煙突・鉄柱・プラント・貯蔵施設など（ ） ☐ 擁壁・垣・柵・塀など（ ） ☐ 建築物以外に設置する太陽光発電施設			
敷 地 面 積		m ²			
		届 出 部 分	既 存 部 分	合 計	
築 造 面 積		m ²	m ²	m ²	
外 観 の 変 更 面 積		m ²	m ²	m ²	
構 造		造 (一部 造)	造 (一部 造)	造 (一部 造)	
高 さ		m	m		
建築物と一体となって 設置する場合の地盤 面 からの 高 さ		m	m		
		第 一 立 面	第 二 立 面	第 三 立 面	第 四 立 面
色 彩	ベ ー ス カ ラ ー				
	サ ブ カ ラ ー				
	面 積 割 合	%	%	%	%
	ア ク セ ン ト カ ラ ー				
	面 積 割 合	%	%	%	%
敷地の緑化	樹種等	高 木			
		中 木			
		低 木			
		地被類			
外 構	擁 壁	構 造			
		高 さ	m		
		色 彩			
	垣・柵・ 塀 等	構 造			
		高 さ	m		
		色 彩			
建築物以外 に設置する 太陽光発電 施 設	水平投 影面積	m ²			
	樹木の 伐 採	☐ なし ☐ あり	伐採する面積	m ²	
			伐採する樹種		
		修 景 の 方法			

注1 「色彩」の欄には、基調となる部分のマンセル値（例：5YR8/2、N8）を記入してください。また、「面積割合」には、当該立面の面積に対するサブカラー及びアクセントカラーの割合を記入してください。

2 建築物以外に太陽光発電施設を設置する場合は、「工作物の種類」、「敷地面積」、「築造面積」、「敷地の緑化」、「外構」、「建築物以外に設置する太陽光発電施設」の項目を記入してください。

変更後の設計又は施行方法（開発行為）

開 発 行 為	開 発 面 積		m ²
	目 的		
	の り 面	高 さ	m
		長 さ	m
		勾 配	%
	擁 壁	高 さ	m
		長 さ	m
		構 造	

景 観 計 画 区 域 内 行 為 に 係 る 氏 名 等 変 更 届 出 書

（元号） 年 月 日

（提出先）貝塚市長 あて

届出者 住 所
 氏 名
 （法人その他の団体にあっては、所在地、名称及び代表者名）
 電話番号

景観法第 16 条第 1 項に規定する届出に係る事項のうち、氏名等に変更があったので、貝塚市景観条例第 16 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

受 付 番 号		第 号	
行 為 の 届 出 年 月 日		年 月 日	
行 為 の 場 所		貝塚市	
変 更 の 内 容	☐ 氏名又は 名称	変 更 前	
		変 更 後	
	☐ 住所又は 所在地	変 更 前	
		変 更 後	
	☐ 行為の 着手予定日	変 更 前	年 月 日
		変 更 後	年 月 日
	☐ 行為の 完了予定日	変 更 前	年 月 日
		変 更 後	年 月 日

- 注 1 「変更の内容」の欄には、該当する□にレ印を付けてください。
- 2 変更前の景観計画区域内行為届出書の写しを添付してください。
- 3 変更届出書は正・副各 1 部の合計 2 部、添付図書は各 1 部を提出してください。
- 4 ※印がある欄は、記入不要です。

※市処理欄	※受付欄
	第 号

景 観 計 画 区 域 内 行 為 中 止 ・ 完 了 届 出 書

（元号） 年 月 日

（提出先）貝塚市長 あて

届出者 住 所
氏 名

（法人その他の団体にあっては、所在地、名称及び代表者名）

電話番号

景観法第 16 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出に係る行為を（中止・完了）したので、貝塚市景観条例第 16 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

受 付 番 号		第 号	
行為の届出年月日		年 月 日	
行 為 の 場 所		貝塚市	
代 理 者 の 住 所 及 び 氏 名 等		住所 氏名	電話番号
設 計 者 の 住 所 及 び 氏 名 等		住所 氏名	電話番号
施 工 者 の 住 所 及 び 氏 名 等		住所 氏名	電話番号
行為の 場所に 係る 区域 区分	用 途 地 域		
	景 観 エ リ ア	☐ 山並み緑地景観エリア ☐ 湾岸景観エリア ☐ 市街地景観エリア	
	景 観 区 域	☐ 該当なし ☐ 臨海公園景観区域 ☐ 住宅地景観区域 ☐ 農村景観区域 ☐ 水辺景観区域 ☐ 商業地景観区域 ☐ 田園景観区域 ☐ 歴史的景観区域 ☐ 工業地景観区域	
	景 観 軸	☐ 該当なし ☐ 鉄道景観軸（水間鉄道） ☐ 街道景観軸 ☐ 沿道景観軸 ☐ 河川景観軸（近木川）	
行 為 の 種 類		☐ 建築物の建築等（新築・増築・改築・移転・修繕・模様替・色彩の変更）	
		☐ 工作物の建設等（新設・増築・改築・移転・修繕・模様替・色彩の変更）	
		☐ 開発行為	
主 要 用 途			
中 止 の 理 由			

- 注 1 代理人、設計者及び施工者が法人その他の団体の場合は、所在地、名称及び代表者名を記入してください。
- 2 「区域区分」の景観エリア・区域・軸の欄には、該当する□にレ印を付けてください。
- 3 「行為の種類」の欄には、該当する□にレ印を付け、該当する新築等の区分を○で囲んでください。
- 4 完了後の状況が分かるカラー写真を添付してください。
- 5 中止・完了届出書は正・副各 1 部の合計 2 部、添付図書は各 1 部を提出してください。
- 6 ※印がある欄は、記入不要です。

※市処理欄	※受付欄
	第 号

【景観配慮チェックシート】

	項 目	基 準	チェック項目	適合の確認	配慮・工夫した点について届出者・設計者の意見
建 築 物	配置	・周囲の建築物および工作物の位置や規模を勘案して周辺景観と調和するように配置すること。	周辺景観と調和した配置となっているか	☐ 調和している ☐ 調和していない	
	材料・色彩	・外壁および屋根などの基調となる色彩は、周辺の景観と調和する素材を用いるよう努め、著しく派手なものとしない。 ※色彩基準を厳守すること	周辺の景観と調和する素材を用いるように努めているか	☐ 努めている ☐ 努めていない	
			外壁や屋根等の基調となる色彩が著しく派手ではないか	☐ 落ち着いている ☐ 著しく派手	
			該当するエリアの色彩基準を超えていないか ① 湾岸景観エリア ② 市街地景観エリアおよび山並み緑地景観エリア（ただし南海貝塚駅周辺は除く） ③ 南海貝塚駅周辺の都市機能誘導区域の商業地域および近隣商業地域	☐ 基準を超えていない ☐ 基準を超えている	
			サブカラー、アクセントカラーの基準面積を超えていないか ① サブカラー：3分の1以下 ② アクセントカラー：20分の1以下	☐ 基準を超えていない ☐ 基準を超えている ☐ 使用しない	
	意匠	・周辺の街並みや建築物、背景となる山並みなどとの調和に配慮した形態・意匠となるよう努める。 ・長大な壁面などは、適切な緑化や分節により、圧迫感を軽減するとともに、周辺の景観との調和に配慮しつつ、単調とならないように工夫をする。	周辺、背景などとの調和に配慮しているか	☐ 配慮している ☐ 配慮していない	
			長大な壁面があるか ↓ ある場合、圧迫感を軽減する工夫をしているか	☐ ある ☐ ない ☐ 工夫している ☐ 特に工夫していない	
			単調にならないよう工夫をしているか	☐ 工夫している ☐ 特に工夫していない	
	屋外付帯物（駐車場・ゴミ置き場など）	・駐車場、駐輪場およびゴミ置場などは、敷地の外から見えにくい位置に配置し、又は植栽により修景、あるいは建築物若しくは塀と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。	駐車場、ゴミ置き場などは敷地の外から見えにくい位置に配置しているか ↓ 見える場合、見苦しくならない工夫をしているか	☐ 見える ☐ 見えにくい ☐ 工夫している ☐ 特に工夫していない	
	屋上付帯物（高架水槽や太陽光発電施設など）	・高架水槽および屋上設備は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、ルーバーを設置し、又は建築物と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。 ・太陽光発電施設等を含む屋上工作物および塔屋などは、建築物と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。	高架水槽や屋上設備が敷地の外から見えるか ↓ 見える場合、見苦しくならない工夫をしているか	☐ 見える ☐ 見えない ☐ 工夫している ☐ 特に工夫していない	
			太陽光発電施設を含む屋上工作物や塔屋などは、見苦しくならない工夫をしているか	☐ 工夫している ☐ 特に工夫していない	
	外壁付帯物（ダクト類、屋外階段、室外機など）	・ダクト類は、敷地の外から見えにくい位置に配置し、又は建築物と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。 ・屋外階段は、建築物と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。 ・エアコンの室外機および物干金物などは、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、見苦しくならないような工夫をする。	ダクト類が敷地の外から見えるか ↓ 見える場合、見苦しくならない工夫をしているか	☐ 見える ☐ 見えない ☐ 工夫している ☐ 特に工夫していない	
			屋外階段が見苦しくならない工夫をしているか	☐ 工夫している ☐ 特に工夫していない	
			エアコンの室外機や物干金物等が敷地の外から見えるか ↓ 見える場合、見苦しくならない工夫をしているか	☐ 見える ☐ 見えない ☐ 工夫している ☐ 特に工夫していない	

	項 目	基 準	チェック項目	適合の確認	配慮・工夫した点について届出者・設計者の意見
建 築 物	外構	・外構は周辺の景観に調和した意匠となるよう工夫する。	周辺の景観に調和した意匠となるよう工夫しているか	☐ 工夫している ☐ 特に工夫していない	
	敷 地 内 の 緑 化	・道路に面する敷際には、緑を適切に配置するよう努める。 ・緑の配置に際しては、周辺における緑の連続性並びに安全面などに配慮の上、植栽する樹木の位置、種類および形状並びに壁面緑化その他の緑化手法などを検討する。	道路に面する敷際には、緑を適切に配置するよう努めているか	☐ 努めている ☐ 努めていない	
			周辺における緑の連続性並びに安全面などに配慮の上、植栽する樹木の位置、種類および形状並びに壁面緑化その他の緑化手法などを検討しているか	☐ 検討している ☐ 検討していない ☐ その他（右に記載してください）	
	屋 外 広 告 物（該当する 場 合 の み）	・公共空間（道路、公園など）からの見え方に配慮し、眺望を遮らないよう配慮すること。 ・必要最低限の大きさおよび個数とするよう努めること。 ・周辺景観と調和した位置、規模、形態、意匠、色彩および素材とするよう配慮すること。色彩はコントラストの強い配色を避けること。	公共空間（道路、公園など）からの見え方に配慮しているか	☐ 配慮している ☐ 配慮していない	
			眺望を遮らないよう配慮しているか	☐ 配慮している ☐ 配慮していない	
			必要最低限の大きさおよび個数とするよう努めているか	☐ 努めている ☐ 努めていない	
			周辺景観と調和した位置、規模、形態、意匠、色彩および素材とするよう配慮しているか	☐ 配慮している ☐ 配慮していない	
			色彩はコントラストの強い配色を避ける工夫をしているか	☐ 工夫している ☐ 特に工夫していない	

	項目	基 準	チェック項目	適合の確認	配慮・工夫した点について届出者・設計者等の意見
工 作 物	配置	・周囲の建築物の位置や規模を勘案して、適切な間隔を確保したうえで、位置、規模および高さなど、周辺の景観に配慮すること。	適切な間隔を確保しているか	☐ 確保している ☐ 確保していない	
			位置、規模および高さなど、周辺の景観に配慮しているか	☐ 配慮している ☐ 配慮していない	
	材料・色彩	・基調となる色彩は、周辺の景観と調和する素材を用いるよう努め、著しく派手なものとし ない。 ※色彩基準を厳守すること	周辺の景観と調和する素材を用いるように努めているか	☐ 努めている ☐ 努めていない	
			基調となる色彩が著しく派手ではないか	☐ 落ち着いている ☐ 著しく派手	
			該当するエリアの色彩基準を超えていないか ① 湾岸景観エリア ② 市街地景観エリアおよび山並み緑地景観エリア（ただし南海貝塚駅周辺は除く） ③ 南海貝塚駅周辺の都市機能誘導区域の商業地域および近隣商業地域	☐ 基準を超えていない ☐ 基準を超えている	
			サブカラー、アクセントカラーの基準面積を超えていないか ① サブカラー：3 分の 1 以下 ② アクセントカラー：20 分の 1 以下	☐ 基準を超えていない ☐ 基準を超えている ☐ 使用しない	
	意匠	・周辺の景観との調和に配慮した形態・意匠となるよう努める。 ・周辺の景観との調和に配慮しつつ、建築物全体として統一感のある意匠となるよう工夫する。 ・長大な壁面などは、適切な緑化や分節などにより、圧迫感を軽減するとともに、周辺の景観との調和に配慮しつつ、単調とならないように工夫をする。	周辺の景観との調和に配慮した形態・意匠となっているか	☐ 配慮している ☐ 配慮していない	
			周辺の景観との調和に配慮しつつ、建築物全体として統一感のある意匠となるよう工夫しているか	☐ 工夫している ☐ 特に工夫していない	
			長大な壁面があるか ↓ ある場合、圧迫感の軽減する工夫をしているか また、単調にならない工夫をしているか	☐ ある ☐ ない ↓ ☐ 工夫している ☐ 特に工夫していない ☐ 工夫している ☐ 特に工夫していない	
	外構	・外構は周辺の景観に調和した意匠となるよう工夫する。	周辺の景観に調和した意匠となるよう工夫しているか	☐ 工夫している ☐ 特に工夫していない	
	敷 地 内 の 緑化	・道路に面する敷際には、緑を適切に配置するよう努める。 ・緑の配置に際しては、周辺における緑の連続性並びに安全面などに配慮の上、植栽する樹木の位置、種類および形状並びに壁面緑化その他の緑化手法などを検討する。	道路に面する敷際には、緑を適切に配置するよう努めているか	☐ 努めている ☐ 努めていない	
			周辺における緑の連続性並びに安全面などに配慮の上、植栽する樹木の位置、種類および形状並びに壁面緑化その他の緑化手法などを検討しているか	☐ 検討している ☐ 検討していない ☐ その他（右に記載してください）	
開 発 行 為	開発行為	・地形の改変を必要最低限とし、長大な法面や擁壁が生じないよう配慮する。やむをえない場合、擁壁は周辺景観と調和した形態となるよう工夫すること。	長大な法面や擁壁が生じないように配慮しているか	☐ 配慮している ☐ 配慮していない	
			やむをえない場合、周辺景観と調和した形態となるよう工夫しているか	☐ 工夫している ☐ 特に工夫していない	
太 陽 光 発 電 施 設 （ただし、建築物に付属するものは除く）		・太陽光パネルの向きや傾斜を揃え、統一感のある配置を行うこと。 ・公共空間（道路、公園など）から見えにくい位置および規模となるよう配慮する。なるべく敷地境界から後退させ、在来種などを用いた緑化などにより修景するなど、周辺と調和した景観となるように配慮すること。	統一感のある配置となっているか	☐ なっている ☐ なっていない	
			公共空間（道路、公園など）から見えにくい位置および規模となるよう配慮しているか	☐ 配慮している ☐ 配慮していない	
			周辺と調和した景観となるように配慮しているか	☐ 配慮している ☐ 配慮していない	